

平成26年度 第2回 田辺市子ども・子育て会議 会議録

開催日時	平成26年10月1日 午後7時30分～午後9時00分
開催場所	田辺市民総合センター 1階機能訓練室
内 容	(1)「教育・保育給付に係る量の見込(案)」について (2)「保育の必要性の認定及び利用調整の基準(案)」について (3)「放課後児童健全育成事業(案)」について (4)その他
出席委員	堀切委員長 山口副委員長 一ノ瀬委員 津田委員 新谷委員 榎本委員 魏委員 梅崎委員 村上委員 佐武委員 西委員 湯場委員 泰本委員 岩本委員 <u>計14名</u>
欠席者	竹中委員 赤松委員 古久保委員 <u>計 3名</u>
出席職員	保健福祉部 田中保健福祉部長 松場子育て推進課長 虎伏子育て推進課参事 狩谷保育係長 平こども家庭係長 岡本こども家庭係企画員 楠本企画員 古久保主査 森本主事 教育委員会 小川教育次長 木下学校教育課長 木村指導主事
報道関係者	なし
傍聴者	なし
事務局	お昼間お仕事等でお疲れのところ、お集まりいただきましてありがとうございます。 ご案内の時間となりましたので、只今より平成26年度第2回「田辺市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。  それでは、開会に先立ちまして、委員さんの変更がありましたので、ご紹介させていただきます。 田辺市幼稚園PTA連合会代表の雑賀委員がお仕事の都合で転勤をされましたので、その後任としまして中芳養幼稚園PTA代表の新谷さんに就任いただきました。よろしくお願ひいたします。  ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。 本日の資料は、先にお送りしております、資料1～資料3までと、

	<p>本日お配りしました資料です。ご確認お願いします。 それでは、会議に入らさせていただきます。</p> <p>「田辺市子ども・子育て会議条例」第4条の規定により、委員長は会議の議長となる。また、子育て会議は、委員及び議事に關係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないとなつております。</p> <p>本日の出席は、半数以上の出席となっておりまして、会議は成立しております。また、議事録要旨作成・公開のため録音することについてもご了解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局	それでは、堀切委員長よろしくお願ひいたします。
委員長	<p>本日は、ご多忙にもかかわらず、平成26年度第2回田辺市子ども・子育て会議にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>さて、6月に開催いたしました「子ども・子育て会議」におきまして、暫定ではありますが、国の基本的な算出方法により求めました、「教育・保育の給付に係る量の見込み」に関しまして、8月に「量の見込み検討部会」が開催され、補正案ができました、また、平成27年度からの入所申込みが控える中で、新制度における「保育の必要性」や「認定」「選考基準等」について皆様方のご意見もいただき、進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
子育て推進 課参事	それでは、議事の1番目「教育・保育給付に係る量の見込（案）」について、事務局説明をよろしくお願ひします。
委員長	《「教育・保育給付に係る量に見込案」について説明》
	只今事務局から説明がありましたが、委員の皆さんご質問ございませんか
	~~~~質問なし~~~
委員長	事務局から説明がありました、教育・保育給付に係る量の見込みについての補正案についてご意見ございませんか。 ~~~~なし~~~

委員長	それでは、「教育・保育給付に係る量の見込補正については、この通りとしてよろしいでしょうか。
委員	～～～質問なし～～～
委員長	ありがとうございます、それでは、「教育・保育給付に係る量の見込については補正を行い計画に搭載することに決定しました。
	次に、「教育・保育の区域の設定について」市全域にすることについてご意見ございませんか。
子育て推進 課参事	～～～意見なし～～～
委員長	それでは、「教育・保育の区域設定」について、市全域としてよろしいでしょうか。
委員	～～～質問なし～～～
委員長	ありがとうございます。それでは、「教育・保育の区域設定」については市全域として計画に搭載することに決定しました。
委員長	議題の2点目「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」について事務局より説明をお願いします。
子育て推進 課保育係長	《「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）について説明》
委員長	事務局から説明がありましたが、委員の皆さんご質問ございませんか
A 委員	資料2の8ページにある「教育・保育の利用の流れ」のフローについて、公立幼稚園については、左にある1号認定の流れになるのですか。
子育て推進 課参事	はい公立幼稚園については、委員のおっしゃるとおり、1号認定の流れになります。
A 委員	公立幼稚園は、新制度の幼稚園ということになるのですか。幼稚園型の

	認定こども園に変わっていくということですか、そのあたりの解釈はどうですか。
子育て推進課参事	公立の幼稚園につきましては、新制度の幼稚園ということで、現在のところは考えております。
A 委員	わかりました。
委員長	他にございませんか。 ないようでしたら、事務局より説明がありました、第一希望の保育所を優先入所専攻基準にて決定すること、就労の下限時間 48 時間、保育の必要量、選考基準、調整指數、同一指數担った場合の優先順位、年度途中での入所の考え方等について、このように決定してよろしいでしょうか。
委員	～～～質問なし～～～
委員長	ありがとうございます。それでは、「保育の必要性の認定及び利用調整の基準」については、このように取り扱うこととします。
委員長	それでは、議題の 3 番目、「放課後児童健全育成事業（案）」について、事務局より説明をお願いします。
子育て推進課企画員	《「放課後児童健全育成事業（案）について 説明》
委員長	事務局より説明がありました。委員の皆さんご質問等ございませんか。 ～～～質問なし～～～
委員長	それでは、「放課後児童健全育成事業（案）」について基本的な考え方としてこのとおりとしてよろしいでしょうか。
委員	～～～異議なし～～～

委員長	ありがとうございます。それでは、基本的な考え方についてこのとおりとします。
委員長	議題の4番目 その他の項ですか事務局からはありますか。
学校教育課長	公立幼稚園の入園選考基準について、「資料2－1」により事務局より説明
子育て推進課参事	ご報告させていただきます。 子ども・子育て支援法において、各市町村条例により基準を定めることされており、「田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」「田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」「田辺市放課後児童健全育成事業（学童保育）の設備及び運営に関する基準」の条例についてですが、第1回の会議に於いてご協議いただき、7月にパブリックコメント募集を行い、ご意見はございませんでしたので、国省令に従う条例を9月議会で議決いただきました。施行については、「子ども・子育て支援法施行の日」ということになります。参考に本日お配りしました基準の内容については、またご覧いただければと思います。
委員長	事務局より2点ございました、ご質問等ございませんか。
	～～～意見なし～～～
委員長	委員のみなさんからございませんか。
	～～～なし～～～
委員長	盛りだくさんの議題でしたが、委員の皆様方のご協力によりスムーズに会議の進行できました、ありがとうございました。 それでは、これで平成26年度第2回「田辺市子ども・子育て会議」を終了いたします。ありがとうございました。